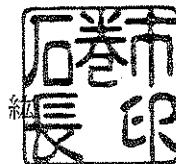


# 資料1-5

石環第21号  
平成27年5月1日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

石巻市長 龜山



(仮称)石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について(提出)  
平成27年4月3日付けで通知のありましたことについて、下記のとおり意見を提出いたします。

## 記

### 1 風力発電に関すること

- ・騒音振動対策、低周波対策を講じること。万が一、風力発電に起因すると思慮される騒音振動被害や健康被害が発生した場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- ・近隣住民の生活環境、自然環境等に悪影響を及ぼさないように留意すること。万が一、事故等により悪影響を及ぼすことがあった場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- ・市道、牧道の拡幅、また法面形成があるため、排水処理を適切に行い、濁水の漏えい等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応すること。
- ・風力発電の稼働により、動植物の生態系に異常をきたした場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- ・当該地は市営牧場があり、放牧牛に影響が無いように、十分考慮すること。

### 2 設置工事に関すること

- ・工事期間中については、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、粉じん、騒音、振動、悪臭等の公害防止について措置を講ずること。
- ・工事期間中は、牧道や柵の管理に十分注意することとともに、搬入・搬出の際は交通安全関係法令を遵守し、必要と認められる箇所に交通誘導員を配置するなど、交通事故防止対策・安全対策を施すこと。
- ・工事に伴い発生する廃棄物については、各種法令等に基づき適正に処理すること。

### 3 その他

- ・住民からの苦情等に対しては、誠意をもって迅速かつ適切な対応を行うこと。
- ・工事開始決定後は速やかに地域住民への周知を行うこと。

担当：生活環境部環境課  
環境保全G 今野

